

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月23日制定
令和7年4月1日一部改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要なことから、血圧計の普及を図るため乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）について、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う血圧計導入促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）の定款に定める会員（以下「会員」という。）で、群馬県内の営業所に新たに機器を買取り備え付ける中小事業者とする。この場合において、中小事業者とは中小企業庁の解釈によるものとし、次のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 前項の助成対象は、会費の滞納がないものとする。

(助成対象機器)

第3条 助成対象となる機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

2 新たに機器を買取導入したものを助成対象とし、中古品及びリース・レンタルでの導入は助成対象外とする。

(助成交付額)

第4条 助成金交付額は、1台あたり、機器の取得価格の1/2（千円未満切り捨て）・上限（全ト協）50,000円とする。

- 2 機器の取得価格は本体価格（税抜）であり、プリンタ用紙等のオプション品や連携ソフトの価格は含まない。
- 3 機器の取得価格が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼すること。
- 4 国から補助金が交付された機器に対しては、助成金は交付しない。

(助成期間)

第5条 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年2月6日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

但し、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

第6条 機器の導入を完了した会員は、様式第1「血圧計導入促進助成金実績報告(請求申請書)」により、添付書類とともに令和8年2月13日までに申請するものとする。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに申請者に回答するものとする。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者に対して第4条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、機器に対する助成金の実績報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して、6年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(管理台帳等の作成、保管)

第11条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

本要綱は、平成30年4月1日より適用する。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（令和6年3月15日）に基づき実施した事業については、
なお従前の例によるものとする。

(様式第1)

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会
会 長 武 井 宏 殿

事業者名

代表者名

印

血圧計導入促進助成金事業実績報告（請求）書

要綱第6条に基づき、下記の通り請求します。

また、導入機器について、国等から補助金等の交付を受けないこととお誓い致します。

記

1 助成金請求額 円

(但し、血圧計 台分)

2 振込先

金融機関名							支店			
口座番号	当座・普通	No.								
口座名	フリガナ									

※口座番号が7桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力して、全部で7桁となるように入力ください。

3 添付書類（用紙サイズは全てA4判で統一）

(1) 請求書（写）および領収書（写）

※ 購入した品目、型式、台数、取得価格等がわかること。また、機器の取得価格が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、当該機器の販売会社が発行した機器取得価格の分かる書類。

※ インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の(写)等を添付してください。

当座から振込の場合は、当座勘定照合表を添付願います。

(2) 事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写し

(3) その他参考となる書類

連絡先	担当者名	TEL	FAX
-----	------	-----	-----